

Ⅱ アクションプランの策定と進行管理

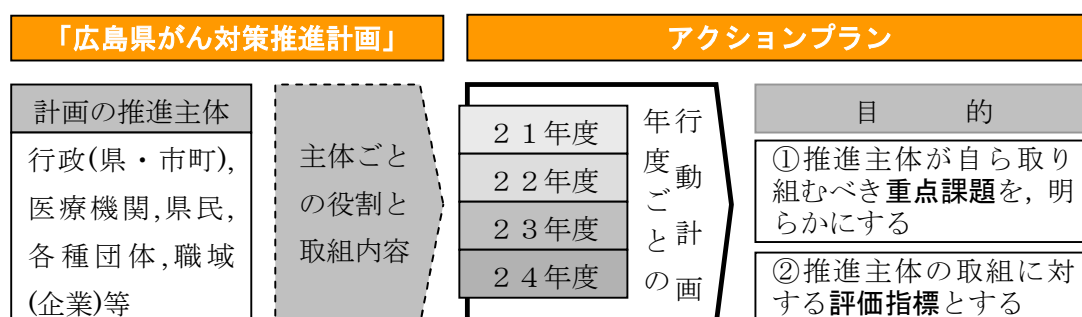
1 アクションプランとは

「広島県がん対策推進計画」のがん対策に関する具体的な取組内容のうち、行政・医療機関・各種団体・職域（企業）・県民等、それぞれが計画推進の主体として、重点的に取り組むべき『行動計画』を定めたものです。

2 プランの策定目的

《主体ごとの役割と取組内容》を、具体的な年度ごとの『行動計画』とすることにより、行政・医療機関・県民（患者・家族を含む。）に各種団体・職域（企業）等を加えた「計画の推進主体」が自ら取り組むべき重点課題を明らかにするとともに、それぞれの取組に関する評価指標として用いることを目的としています。

これをもとに、既に実施したがん対策への取組（事業）・成果やがん医療等の状況変化に対応して、年度ごとに『行動計画』の見直しを実施することにより、実態に即した施策を展開することが重要となります。



3 プランの策定方法

(1) 策定体制

「アクションプラン」は、関係機関の代表者、学識経験者、患者代表等により構成する「広島県がん対策推進協議会」やその部会である「がん検診推進部会」、「がん患者支援部会」、「がん登録推進部会」と「緩和ケア推進連絡協議会」、並びに、県、広島市、広島県医師会、広島大学が共同で設置している「広島県地域保健対策協議会」の「がん対策専門委員会」や「各ワーキング」において内容の検討を行うとともに、患者団体に対するヒアリング等を実施し、その意見を反映しています。

(2) 策定の視点

プランの策定に当たっては、「広島県がん対策推進計画」の「個別目標」達成に向け、計画策定時（平成20年3月）以降に実施した主な取組を整理しました。これを受け、平成21年11月から平成25年3月までの間に、取り組む必要性の高い項目をまとめています。

4 進行管理等

必要性の高い取組については、今後も、毎年度、「広島県がん対策推進協議会」の各部会等において、これを評価し、**進行状況を管理**します。

なお、取組の内容及び進捗状況については、厚生労働省に報告するとともに、広島県のがん情報に関するホームページ（「広島がんネット」）等により公表します。

また、アクションプランに基づく取組の過程で、県では対応できない国レベルの制度改正や財政的支援等に関する課題が生じた場合には、国に対し、積極的に要望・提案していきます。

《「広島県がん対策推進計画」アクションプランの検討・進行管理体制(平成 21 年 10 月現在)》

